

明治初期の姉家督慣行の諸形態

—栃木県上河内村—

前 田 卓
奥 村 芳 和

まえがき

父母と娘夫婦が同居する家族が、最近ふえてきている。特に寝たきり老人のシモの世話をしてもらうには、息子の嫁よりは「自分の娘の方が何かとありがたい」という言葉をしばしば聞く。

家督相続というと、現代の日本人はただちに長男子単独相続を考えがちであるが、しかし少なくとも明治時代に出された旧民法前の日本の社会では、末子相続や姉家督といういろいろな相続の仕方が各地方に見られたのである。姉家督について、いまさらここで説明する必要もないかと思われるが、一応簡単に定義しておこう。男であれ、女であれ、最初に生まれた子供がその家のあとを継ぐ方法のうち、初生子である長女が相続する場合を特に姉家督と呼ぶのである。しかし、この姉家督という用語は、北関東や東北地方の6県、更に新潟の北部などの姉家督が分布していた村落の古老たちが使っている言葉ではない。

それは、宮座という言葉があくまで学術的な用語であるのと同じである。言いかえるならば、初めに生れたものが、その家のあとをとることが当然と考えている人びとにとっては、特別の言葉も必要としないからである。

私がここで姉家督の慣行と題したのは、「慣行」という限り、一つの村の或る数個の農家になんらかの事情によって発生した特殊な事例をとりあげるのではないことを、断わっておきたかったからである。たとえば一番先きに生れた姉と、弟である長男との年齢の差が10歳以上も離れている場合、長男が一人前になるのを待っていては、親たちが年をとってしまう。そこで長女に婿をもらって、親が一日でも早く安心したいという形をとったというような事例を問題にするのではない。

長女である姉と、弟である長男との年齢の差が僅か2歳であっても、先きに生れた姉の方が家を継ぐのが当然であるという慣行が、その村に見られなければならない。オーバーな表現をするならば、私が調査した村では、少なくとも、過半数の人びとに「初めに生れたものは、それがたとえ女であっても、その子供が家を相続する」という民俗慣行を維持しようとする意志があることを認めなければならないのである。村びとのそのような行為のあらわれの一つとして、私は数多くの統計的な数字を示さねばならないと考えたのである。

栃木県河内郡上河内村に姉家督相続があることを知ったのは、昭和32年の夏であった。当時、私は京都大学の博士課程の学生であり、主任教授の臼井二尚先生に連れられて上河内村のなかの一つの自然村である旧上田村を調査した。

臼井教授の調査方法は、70～80戸から100戸ぐらいの自然村について、あらゆる角度から徹底的に、社会学的側面からアプローチする方法であった。そこで十数名の調査員が旧上田村に約2週間、農家に民宿して、古文書を調べたり、古老などを集めて、ききとり調査を行なった。ただ、この村は、明治の初めには、戸数が僅か35戸に過ぎず、姉家督を調査したところ、そのケースは14件と非常に少なかった。

その後、私が関西大学に赴任した昭和42年から、村落研究会の学生たちと共に上河内村の調査を行なった。42年には、旧上田村の姉家督が崩壊して行く明治21年から40年頃までの実態を、ききこみ調査を中心に行なった。この調査に参加した学生たちの中には、現在、博士課程に在籍中の藤田道代君と滝本佳史君がいた。そして、翌年の夏休みには、私は新入生の6名と共に旧上田村の近くにある冬室と関白の両村落で調査を行なった。その時のリーダーは、現在、博士課程に在籍し村落社会学を専攻している奥村芳和君であった。そのような関係から、本論文の中の「村の概況」は彼に執筆してもらった。

ところで、旧冬室村と関白村の明治初期の戸数は、冬室が42戸、関白が33戸しかなく、その中から、初めに女の子が生れ、そのあとに弟である長男が生れたケースは僅か27件しかなかった。これでは数が少ないと思った私は、現在でも引き続いて、毎夏、上河内村におもむき、13個ある自然村について、2週間から多い時には1カ月間にわたって、農家の古老たちから、ききとり調査を行なっている。そして、この数年間、私の調査に協力してくれた人びとの中には、今春大学院に入学した安田義信君や佐藤久光君（大谷大学博士課程在籍）や、Bob若林君（東京教育大学在籍の日系米人）などがいた。

これら数多くの学生諸君のおかげで、私の長年の念願であった上河内村の13の旧村、すなわち、明治初期、692戸の家族の中から、姉家督の実態をつかむことができた。

ところで、私が行なっている姉家督の実態調査の方法には2つある。第1は、上記のように、十数個の自然村について、悉皆調査を行なう事と、第2の方法は、姉家督という慣行は、地域的に見た場合、どのように分布していたのであろうかということであった。そこで私は上河内村の姉家督を調べるかわら、茨城県や栃木県の北関東地方ばかりでなく、新潟県北部の朝日村や岩手県の雫石町、更には、本州の最北端の青森県の野辺地町から、北下半島の尻屋岬で有名な東通村などの姉家督の実態を並行して調査している。（これについては、社会学評論で、前田卓・藤田道代＝『姉家督の地域的分布』と題して発表する。1月25日脱稿）

そこで、今回は上河内村の明治の初期から明治20年までの姉家督の実態についてのみ述べることにする。ただ、旧上田村や冬室・関白の3つの村落の明治初期の土地所有関係や、明治21年以後に姉家督が崩壊していく過程については、すでに昭和43年の関西大学社会学部の「社会学論

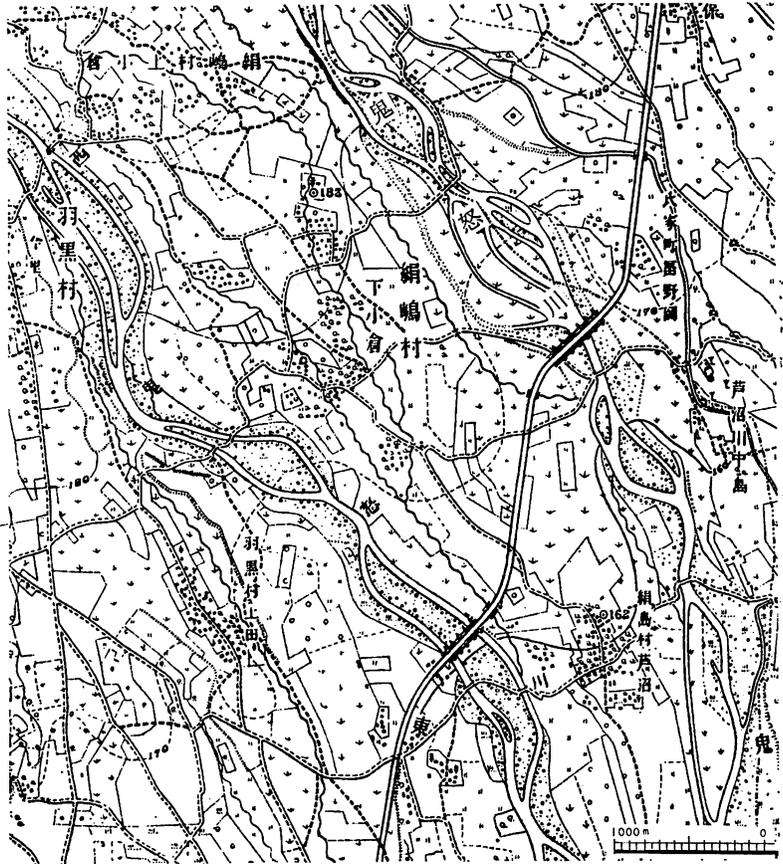
集」に「初生子相続の実態とその変遷」¹⁾と題して掲載したので今回は紙幅の関係上もあって一応、上河内村の総戸数の明治20年までの実態に限定したいと思う。

私が上河内村へ最初に訪れてから、もう18年も経ってしまい、その当時、川でおぼれて、大さわぎになった赤児が、現在ではすでに一児の母親になっている。しかし、私の上河内村における調査はあと何年たったら完成するのだろうかと考えると、気が遠くなる思いである。まさに“日暮れて、道遠し”である。私の後継者である大学院の学生諸君たちが、私の未完成である部分を補足し、「姉家督相続」という世界にも稀な相続形態の実態を、欧米諸国の学者たちにも知らせるような立派な論文に完成してくれることを期待してやまない。

(1) 村の概況

ある一つの行政村を微視的に見てみると、その中にさまざまな「地域的事なり」を見出すことがある。この論文の調査対象である上河内村も、宇都宮市の北方16 kmのところの位置し、人口8,000人、戸数1,600戸ほどの小さな村ではあるが、その中の地域によって、地理的、歴史的、社会的に異なった特徴をもっている。

まず地理的に見ると、上河内村は村の北部から東部にかけて鬼怒川の右岸に接している。村の



(明治25年測量)

1) (イ) 拙稿「初生子相続の実態とその変遷」上・下（関西大学社会学論集）第2巻2号～3号
 (ロ) 拙稿「明治前期の法と初生子相続」（ソシオロジ）54.55号
 (ハ) 拙稿「初生子相続」（「むらの家族」第11章）



東半分は鬼怒川の沖積平野として水や肥沃な土壤に恵まれ、豊かな穀倉地帯を形成している。特に「小倉の里」といわれている上小倉，下小倉は1戸平均2.5 ha（最高7 ha）の田地を耕作し，大形トラクター，コンバインなどの近代的農業機械を使用し，ヘリコプターによる農薬散布も行なわれている。宅地も屋敷林に囲まれた500坪以上のものが数多く見られ，現在では鉄筋コンク

リート作りの家が農村らしからぬたずまいを見せている。しかし、この村の西半分は、山がちで、耕地に恵まれず、1戸平均1haの耕地を耕す谷あいの平均的な農村と言える。

上河内村の産業としては、製紙用のカオリンの採掘場、レンガ工場があるが、産業の中心は、やはり米作であるので、純農村地帯と言える。

さて、この論文で問題となる時代は、明治初年から明治20年にかけてのことである。

ところでこの村は、明治年間から現代にかけて、大きな変貌をとげている。そこで、明治44年8月編纂の『羽黒村郷土史』、明治25年測量の陸軍陸地測量部制作5万分の1地形図や、古老の話などから、明治期におけるこの地域の様子を記述しておこう。

上河内村は、昭和30年に二つの村が合併して出来たのであり、それ以前は、現在の村の西部を占める羽黒村と、東部を占める絹島村とに分れていた。両村は西鬼怒川を境としており、この川の右岸の沖積平野と山がちの部分に羽黒村、西鬼怒川と鬼怒川にはさまれた川中島に絹島村が位置していた。

明治初期には旧羽黒村では369戸の家を数え、その内わけは中里(78戸)冬室(42戸)関白(33戸)宮山田(63戸)高松(41戸)免ノ内(18戸)今里(47戸)松田新田(7戸)上田(35戸)金田(25戸)であった。

旧羽黒村の歴史については、定かでないことも多いが、高松に縄文式土器が発見されていることや、関白にある関白神社の関白流獅子舞は醍醐天皇の時代に始められたものであると言われ、この地には、かなり古くから、人びとが居住していたものと思われる。

さて、次に旧羽黒村の10の大字が以前どのように統治されていたのかを見てみよう。明治初期に78戸を数えた中里について述べてみよう。江戸時代にはこの中里村は本郷、東郷、右岡の3つに分かれており、それぞれ旗本牧野氏、吹上藩士相馬氏と宇都宮藩の各領地であった。また免ノ内は旗本神保氏の知行所、高松の一部神田は宇都宮「二荒山神社」の御神領であり、今里の一部は、羽黒神社の御神領であった。そして、高松、今里の残りの部分と、更に冬室、関白、宮山田、松田新田、上田、金田の各村々は宇都宮藩領であった。ところで、明治4年、町村を大小区に分けた時には、宮山田村は篠井村の小林に所属していたため、上河内村の西にある今市との関係の方が強かった。しかし、明治22年町村制施行に当たり、以上の10カ村をもって羽黒村が組織されるにいたった。

このように各村々を治める者が異なっていたために羽黒村の歴史は、きわめて複雑であった。このことが村人の生活にも、さまざまな影響を与えていたと考えられる。

次に本論でくわしくふれる中里と今里のことについて述べておこう。中里は、戦後まで羽黒村の役場や小学校があり、更にまた江戸時代には、代官所が設置されており、羽黒村の中心であった。商業のほうもさかんであり、造り酒屋、飼料屋や行商人が多数いたという。また、外部から來住した人も多く、特に越後との関係が深かった。

今里は、たびたび西鬼怒川の氾濫により、被害をうけ、農耕にめぐまれた所ではなかった。しかし、江戸時代においては、羽黒村一帯で木材の伐採が盛んに行なわれ、この木材を運送するた

めに、元和3年(1617)宇都宮の城主である本田上野介によって、羽黒村から宇都宮まで『御用川』という運河が作られた。今里の人たちは、この筏流しの仕事を主として行なっていたと言われている。また今里は、古くから羽黒神社とも密接な関係をもっていた。

他方、明治初年における旧絹島村は、家の数303戸を数え、上小倉村(74戸)、下小倉村(118戸)と芦沼村(111戸)に分かれていた。

歴史的に見ると、絹島村は羽黒村ほど複雑ではなかった。文録4年の古文書によると、小倉村となっており、その後の人口増加につれて、上小倉村と下小倉村に分れたと言われている。そして、江戸時代においては、これらの村は、奥平大膳太夫忠昌が領し、代々宇都宮藩領であった。これに対して芦沼村は氏家庄川崎郷と称して古くから同様に宇都宮藩領であった。そして明治22年に至り、この3カ村は併合され、養蚕がさかんであったことから絹島村と名付けられた。

次に絹島村を地理的に見ると、この地域の明治から現代へかけての変遷には、かなり激しいものがあり、明治年間には決して恵まれた地域とは言えなかった。現在との特に大きな違いは、北関東随一の荒川である「鬼怒川」の治水工事が不十分であったことである。現在では小河川でしかない「西鬼怒川」は、明治の末年の治水工事が完成する以前は、前頁の明治時代の地図からも分かるように鬼怒川の本流であった。そして鬼怒川は昔は網目状に旧羽黒村や旧絹島村の村境を乱流していたのである。

村の古老の話によると、享保8年(1723)の「五十里洪水」をはじめとして、明治20年、29年と大洪水に襲われ、大きな被害を出している。特に「五十里洪水」では、当時「小倉の里」と言われていた上小倉と下小倉が全滅した。また明治29年の洪水では、今里の良田がほとんど流失してしまった。なお「小倉の里」についていえば、洪水の後は沃地と化し、それ以来年々良い米が生産され、宇都宮藩主の食米にもなったという。このほかにも河川の氾濫はたびたびあった。たとえば明治19年に西鬼怒川と鬼怒川には鉄橋が作られ、絹島村の下小倉と芦沼の間に鉄道(東北本線の前身)が開通したにもかかわらず、両河川の流路がたびたび変り、鉄橋が流失するために、明治30年遂に線路が鬼怒川の東へ移され宝積寺や氏家を通過するようになった経緯もあった。

ところで、この地域の治水事業は前記のように元和3年から行なわれていたが、本格的な治水工事が完成したのは明治36年に入ってからであった。いくたびもの失敗を重ねながらも、上河内村北端の逆木に、通称「逆木の洞門」と呼ばれる堰堤が構築され、鬼怒川の本流が西鬼怒川から現在の鬼怒川に移り、それ以来西鬼怒川流域での洪水の心配はなくなった。また鬼怒川本流についても大正10年頃には治水工事が完成し、絹島村の耕地も拡大された。

このように明治年間の絹島村は、穀倉地帯とは言えず、たえず流路を変更する両河川に悩まされながら耕作しなければならなかった。ただ先きにも述べたように、上小倉と下小倉の一部は、肥沃な土壌にめぐまれ、良米を産する地域があった。しかし前頁の明治25年測定の地図を見ると、絹島村の南部を占める芦沼では、水田が僅かに開けているだけで、大部分が畑地に栽培できる桑畑となっており、貧しい地域であった。

明治初期の姉家督慣行の諸形態（前田）

このように芦沼村はきわめて条件の悪い地域にもかかわらず、江戸時代から明治、大正、昭和にかけて、近辺の農村の次三男対策や人口増加に対応するために、開墾が徐々に行なわれていった。この開墾の作業には、莫大な労働力が必要とされ、村の古老の話によると、あらたに1反歩の土地を開墾して耕地とするためには、樹木の生えていない土地の場合には、約25日の労働を必要とした。また樹木の生育している土地では、切株が障害となり、そのため40日から45日の労働が必要であった。また、鬼怒川の流路の変更がたえず行なわれていた当地では、石礫の処理が特に大へんであったという。これらの土地を耕地化したとしても、最初はほとんど収穫らしきものはなく、その後10年にわたり、毎日暇さえあれば川底の泥をすくって畑へ運ぶという作業をくり返し、ようやく陸稲、桑、麦が栽培されるようになった。更にこれらを水田化するためには、3年から5年の歳月をかけねばならなかったという。

このように、絹島村では3つの大字がそれぞれ開墾のためや養蚕のために多くの労働力を必要とした。

ところで明治時代に入ってから、上小倉下、小倉の大字は、江戸の末期よりも豊かな穀倉地帯になり、また芦沼村は、悪い土地条件のもとで開墾を進めたにもかかわらず、江戸から明治前期には、桑を植え、養蚕を行なう程度で終わっている。そこで生計をたてるために江戸時代では、御用川の筏流しを業とする者が多数いたと言われていた。この芦沼は現在においても経営規模が小さく、穀倉地帯とは言い難い。（奥村芳和記）

(2) 姉家督の分類

上河内村の明治初期の総戸数は前記のように692戸であった。そのうち明治の初めから明治20年までに姉家督の発生する可能性のあったケースは僅か246件であった。その理由を分かりやすく言うと、姉家督を問題にするケースは、われわれが想像するほど数は多くない。それというのも、初めに生れる子供が男か女であるかという確率は $\frac{1}{2}$ であり、次に生れてくる性別の確率も $\frac{1}{2}$ となる。ところで、われわれが問題にするのは、初めに女子が生れ、そのあとに、男子が生れたケースのみを取り扱う。そこで、話をわかりやすくするために、単純な例をあげてみると、2人の子供を生んでいる夫婦に例をとった場合、初生女子と下に弟ができる確率は $\frac{1}{4}$ ということになる。勿論、現実はそのように簡単にはいかないが、とにかく上河内村の当時の総戸数692のうち、われわれの対象となったのが先きに

表1

初生子である姉が婿をとったケース	206 (83.7%)
初生子である姉が最初から他家に嫁に行き、弟である長男が家を継いだケース	40 (16.3%)
計	246 (100%)

も述べたように246ケースあった。

それを表にすると次のようになる。
すなわち初めに生れた姉が一人前に成長し、下に弟である長男がいるにもかかわらず、どのような形で

れ、婿をもらったケースは83.7%と、かなり高い割合を占めていた。

そして、逆に初生子である姉が、現在の日本の家族に一般的に見られるように、弟に家を継がせるために、自分は他家に嫁に行くという形態をとったのは、僅か16.3%、すなわち1割強しか見られなかった。

次に初生子である姉が婿をとったケースの206件について、私はA・B・Cの3つの形態に分けて考察してみた。A型は、姉が婿をとり弟である長男を他家に婿に出すか、或いは村内か都会に分家させるイワユル「純粹の姉家督相続」である。B型は、姉の死亡やその他の事情により、婿が離縁され、その結果、弟が家を継ぐようなケースであり、C型は何かの事情により、姉夫婦が分家させられ、結果的に弟である長男が戸主となるケースである。

表2

初婿をとり た初生子 である姉 が	A	162 (78.6%)
	B	30 (14.6%)
	C	14 (6.8%)
	計	206 (100.0%)

(3) A 型

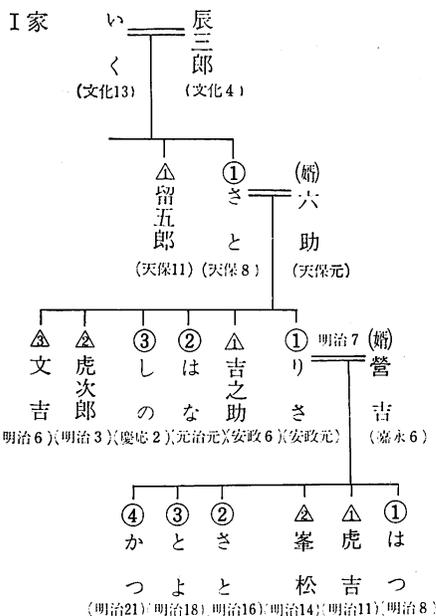
A型の典型は、姉が婿をとり、その姉の婿が、戸籍の作られた明治5年には、長男として記載され、事実上の「長男」を「次男」と届出て、他家に婿に出している。たとえば、下小倉では7ケース、芦沼では6ケースが姉の婿を最初から長男として届けている。勿論、法律が厳しくなるにつれて、事実上の長男は、戸籍上では廃嫡の手続きをとり、虚構の届け出を行ないながら、内実は旧慣の姉家督を採用するケースが見られるようになってくる。しかし、それでも明治31年の民法施行後は、手続きが面倒になり、裁判所にその許可を求めなければならなくなってきたので、余程の理由がない限り、姉家督相続の形態をとるケースはなくなってくるのである。

また姉家督の形態をとっても、長男である弟を村内に分家させて、少量の田畑を分けてあげる家もしばしば見られた。これは勿論、田畑を多く所有している家に多いのである。しかし、弟の分け前は、一般的に言って少ない。

たとえば、田畑を6町所有している旧家であっても、長男である弟には、水田を僅か3反、畑を1町8反ほどしか分けていない。これなどはよい方であって、一般には分家する弟は、水田を3~4反、畑を2~3反しか分けてもらえないので、これらの弟たちは、やむを得ず、小作地を借りたり、山仕事の日雇いとして働き、或いは行商などをしたりしなければならない。村内に親から家を建ててもらった弟たちの割合は、村外に放り出された弟たちと比較した場合、2~3割というところである。勿論各村々でその事情は異なっている。明治の初期に林を畑や水田に変えていった上田村などはA型の6ケースのうち、4ケースが長男である弟を村内に分家させた。しかし、これなどはむしろ例外であって、旧絹島村の場合をあげると、婿に出されたケースと、分家させてもらったケースを比較した場合、村内分家は上小倉で27.2%、下小倉で16.6%、芦沼村は僅か7.6%であり、その割合はかなり低い。また、旧羽黒村では、上田の66.6%と、中里の22.2%を除いては、村内分家をした弟は、皆無に等しい状態であり、ここにも初生女子と、弟である長男の差別はきびしいものであったことがうかがえる。

明治初期の姉家督慣行の諸形態（前田）

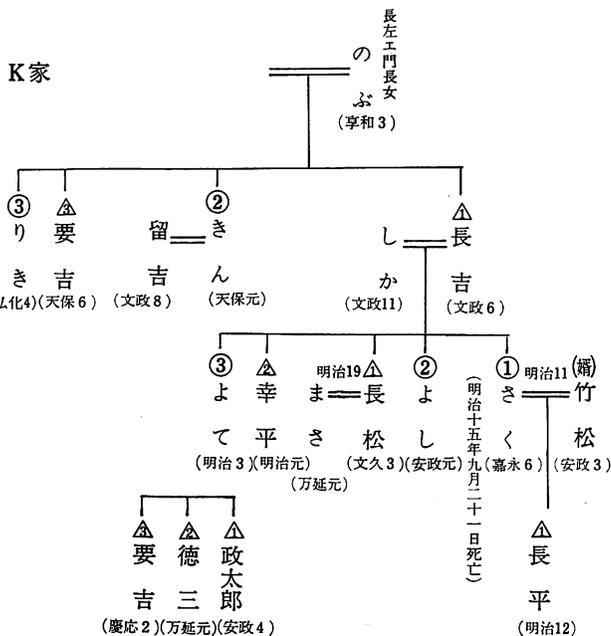
図のI家では、辰三郎と「いく」の老夫婦はすでに隠居し、初生子の娘「さと」は明治初年には、すでに婿をとっており、その間には6名の子供がいた。そして、戸籍上では婿が戸主となっている。明治5年では、事実上長男が戸籍上では次男と記載されている。その「留五郎」が後に婿に出て行く。そして明治7年には「六助」の初生女子「りさ」が婿をとり、姉家督の形態をとる。そのため長男である弟の吉之助は、明治14年に婿に出て行く。その翌年、父の六助が隠居して、娘の婿の宮吉が戸籍上の戸主となる。このI家は、家系図でもわかるように、姉家督相続が2代も続くのである。しかし、3代目の初生女子である「はつ」が結婚する頃には、明治の民法も施行されたという事情もあって、婿をとらずに、他家に嫁に行く。そして、弟である長男の虎吉が家を継ぐ。この家では、姉家督相続から長男子相続へと変化していく過程がよくわかる。



(4) B 型

B型というのは、最初、初生子の姉に婿をもらい、姉家督の形態をとるのが、不慮の出来事、すなわち姉が早死するとか、姉の婿が離縁されるなどの理由により、結果的には弟である長男が本家を相続する型を言うのである。

K家に例をとって述べてみよう。明治初期には、70才に近い老母には4名の子供がおり、長男でしかも、戸主であった「長吉」夫婦と、婿をとった次女の「きん」夫婦すなわち兄妹の夫婦が同居していた。しかし、明治9年には、妹夫婦は本家の屋敷内に分家し、「長吉」の初生女子「さく」が、明治11年に「竹松」という婿をもらって、姉家督相続の形態をと



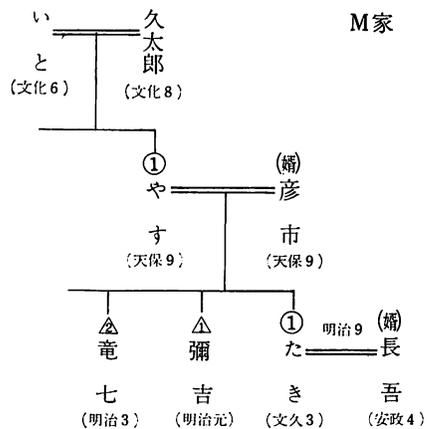
た。ところが「さく」は、明治15年9月21日に死亡した。そのため婿の「竹松」は、その年の11月23日に離縁され、弟である長男の「長松」がこの家を継ぐのである。

ところで婿の「竹松」は、姉との間に子供まで出来ていたにもかかわらず、姉が死亡すると、2カ月もたたぬうちに生家に帰されたのである。このような現象を見ると、『婿はあくまでも婿』であって、初生女子が死亡すると、追い出されるか、或いは、運が良くとも分家させられるのがオチである。勿論、婿のうちには、妻である初生女子が死亡してから後に、後妻をもらうケースもある。前記のI家の六助の場合がそうである。ただ、六助の妻「さと」が死亡した時には、彼はすでに2人の孫もいたほどの年齢であった。いかえれば、六助が後妻をもらった時には、彼も51歳であった。そのため六助の義父である辰三郎（当時74歳）も再婚を認めたのであろう。しかし、いかに婿養子であってもこのような高年齢の場合は例外であることを断っておく。

ところで、上河内村では、B型のケースが30件あった。そのうち、旧絹島村では13ケース、旧羽黒村では17ケースであった。たとえば、姉が早死したケースは、両村とも同数の3ケースであったし、婿と離婚した姉が再婚もせずに、そのまま弟に家督を譲って、自分は後家を通すのが、両村で1ケースずつあった。ここで最も注目したいのは、婿を離縁した後に、初生子である姉が他家に嫁に行くケースである。われわれが調査してきたところによると、普通は家風に合わぬ婿はサッサと離縁させられて、また新たに婿をとる場合が一般的である。極端な例になるが、2年間に配偶者である婿を3回も追い出した姉もいるし、2回ぐらい婿をかえている例は非常に多い。働きの悪い婿を追い出しても、2人の間に出来た子供はそのまま母親のもとに置いておけばよいし、新たに将来性のある、しかも傑出した若者と再婚すれば、その方がはるかに家運の隆盛につながるということも考えられる。

さて、ここでわれわれが大いに考えねばならぬことは、婿を離縁した初生子の姉が、その後、長男である弟に家を譲って他家に嫁に行くケースである。たとえば上河内村だけでも10ケース以上もあった。特に目立って多いのは、芦沼村の4ケースと、中里村の3ケースである。この2つの村は、後に触れる「逆のケース」（初生子である姉が最初から婿をとらずに、弟に本家を譲って嫁に行くケース）の非常に多い村と一致するからである。これについては、弟家督のところでも詳細に検討することにしよう。

B型のもうひとつの例をあげよう。M家には、明治初年には、「久太郎」・「いと」夫婦には、「やす」という長女がいた。「やす」には弟や妹がいて、明治以前に他家に婿出したか、或いは嫁出していたのかは不明であった。ところで、「やす」には3人の子供があり、初生子は女子の「たき」であった。彼女は明治9年に安



政4年生まれの「長吾」という婿をもらうが、明治14年に婿と離縁し、その後、初生子の「たき」は宮山田村へ嫁に行ったので、弟である長男の「彌吉」が、その後、本家を継ぐことになった。

(5) C 型

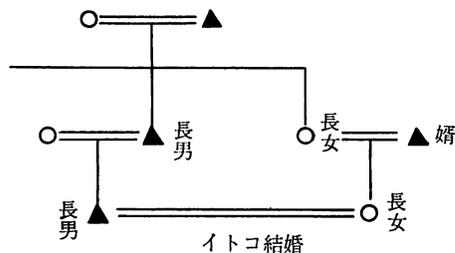
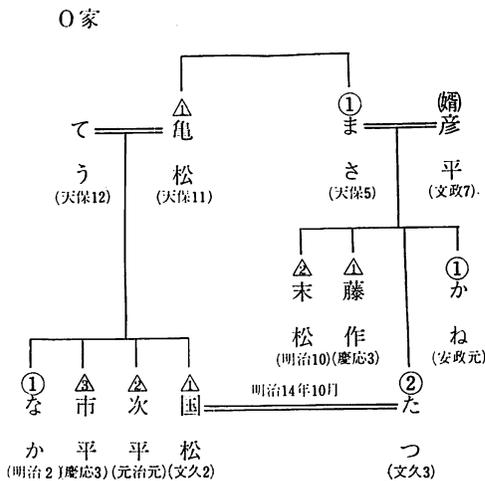
C型とは、姉夫婦が本家の近くに分家して、弟である長男が本家を継ぐ形態である。上河内村には、このケースは中里の4件を除いては各自然村に1～2ケースほどしか見られなかった。

このC型にも、いろいろの場合が考えられる。たとえば旧上田村の場合を例にとると、長女の婿は越後国蒲原郡初納村の農家であったし、中里の婿養子の場合も越後の人であった。村の古老たちが口癖のように言う「他国もの」は、明治時代には「どこの馬の骨かわからぬ」と言われて、閉鎖性の強い当時の村落では、残念ながら、あまり歓迎されなかった。このようなことは上河内村だけに限られたことではない。茨城県の出島村でも、越後国三島郡玉崎村の農家の四男が初生女子の娘と結婚したが、本家の隣りの仮2番屋敷に分家させられた。この場合は、現在の恋愛結婚、当時の言葉で言うと「スキズキ」な夫婦であった。古老の話によると、両親や親戚の反対があったために、本家の婿にはなれなかったのである。

中里のO家に例をとってみよう。初生女子の「まさ」の婿は、越後国三嶋郡の吉沢村の農家の3男である。「まさ」と「彦平」とがどのような関係で結婚したのかは不明であったが、明治の初期には、弟であり、また長男である亀松が、この家の戸主となっており、本家を継いだ形になっていた。しかし、姉弟のそれぞれの夫婦は本分家も同じ屋敷内に住んでいた。

ところで、分家になる姉夫婦の初生女子である「かね」は婿をとらずに、明治6年に他家に嫁に行く。そして、その妹の「たつ」が明治14年に本家の長男である国松と結婚した。このように、初生女子の娘と弟である長男の息子とのイトコ結婚という形態は、姉家督の崩壊過程で、しばしば各地方で見られた形である。

たとえば、秋田県の協和町の調査をした際にも4ケースほど見られた。これを秋田では「キョウダイツガイ」と言われ、資産の分散の防止にも役



に立ち、しかも、姉家督慣行が一般的であるこの地方において、初生子女である姉のメンツも保てるのである²⁾。

このほかにC型には、姉家督の崩壊過程でしばしば見られる「姉分家」という形をとる場合がある。すなわち、戸籍上、戸主権をもった弟である長男と、姉夫婦の間で「本分家の相続争い」が頻繁に生じてくるようになると、姉夫婦を途中から分家させるのである。上小倉の場合は、明治17年と30年、更に大正6年とある。高松の場合は、姉が婿と離縁し、独身でいる間に長男である弟が嫁をもらう。その後、姉が二度目の婿をもらう時には、結婚と同時に姉を分家させてしまうのである。

ところで、ここで注意してもらいたいことは、本来学術用語で使われている「姉分家」という慣習は、姉家督の慣行のある北関東や東北地方ではなく、飛騨の高山や山梨県都留市、京都府の丹波や、その他の地方に数多く見られる現象である。たとえば、「中継相続」とか「ナカモチ」と言われるのがそれである。初生子の長女と長男との年齢差が大きい時、長男が一人前になる前に、親の方が野良仕事も出来なくなってしまうので、姉に婿をとらせて十数年間その家で働いてもらい、長男が成長したら、姉夫婦に本家の近くに家を建ててやるのである。

私の調査した九州の須恵村や、奈良県の大塔村でも、長い間、下男として働いた優秀な人物が、その功績を主人に認められて、長女の婿となり、本家から田畑や家を建ててもらって分家をする例がしばしば見られた³⁾。ところで、このような「中持ちである姉分家」と姉家督との間には、どのような関係があるのであろうか。少なくとも、姉家督の慣行が行なわれている地方にも、明治の初期にはすでに姉分家が1割近くではあるが、見出されたことは否定できない。しかし、それはあくまで特殊な事情によるものであって、日本の各地方に広く分布している中継的な姉分家とは、本質的に異なっていると思う。しかし、姉家督の慣習のあった地方においても、明治の民法のイワユル長男子相続という法規範が強くなるにつれて、弟である長男を戸主にせねばならなくなる。そうすると、たとえ姉に婿をとり、姉夫婦が親と同居していても、民法の戸主権をタテにとる長男である弟の地位は強くなり、姉夫婦たちは、戸籍上で分家させられるばかりではなく、屋敷内に家を建ててもらって、両親たちと別居する形が増えてくる。しかし、その場合の姉分家は、あくまでも、姉家督相続から長男子相続への過渡期に発生した現象であって、中継相続の長女子分家慣行とは、混同すべきものではないと考える。

(6) 旧絹島村の姉家督

ところで、以上のように初生子女である姉が婿をとったケースをABCの3つに分けて考察してきたが、これを更に、旧絹島村と旧羽黒村に分けて、それを明治の初期の自然村に分類してみると次の頁の表のようになる。

2) 藤田道代「初生子相続の一考察」(人間科学)第3号
3) 拙著「祖先崇拜の研究」

明治初期の姉家督慣行の諸形態（前田）

旧 絹 島 村			
自然村 相続形態	上小倉	下小倉	芦沼
A	33 (75.8)	31 (86.1)	26 (58.0)
B	2 (6.8)	3 (8.3)	8 (16.0)
C	2 (6.8)	1 (2.7)	1 (2.0)
逆	3 (10.3)	1 (2.7)	12 (24.0)
計	29(100%)	36(100%)	50(100%)

すなわち、旧絹島村をみた場合、米どころの「小倉の里」では、Aの形態が非常に多いのに対して、芦沼の場合は、弟が家督をとったケースが24%もあり、しかも、B型の8ケースのうち、姉が死亡した3ケースを除く5ケースのうち、姉が婿と離縁して、生家にそのまま残ったのは僅か1ケースだけで、他の4ケースは、すべて姉が婿を追い出した後に、他家に嫁に行くのである。言いかえるならば、同じ旧絹島村に

おいても、小倉の里では姉家督相続が8割強を占めていたのに対して、芦沼では、純粹の姉家督は6割ほどしかなかったことになる。これも村の概況で触れたように、小倉村と芦沼村との耕地のちがいがからと考えたらよいのだろうか現在検討中である。

ただ、芦沼村のB型の中で姉が再び婿をとらずに他家に嫁に行ったケース、言いかえると結果的には、弟家督形態をとった家で、姉が嫁に行った時期をみると、明治9、12、19、20年のうち、3ケースは明治12年以後となっている。また弟家督である逆のケースの12件をみた場合、姉が明治9年以前に嫁に行ったのは僅か2ケースで、あとの10ケースは、明治9年（2ケース）、11年（2ケース）、13年（1ケース）、17年（1ケース）、19年（2ケース）、20年（2ケース）と、明治の年代も、2ケタになるにつれて、逆のケースが増えてきていることは、注目に値しよう。ただ、明治の新政府が出した太政官布告や布達の影響が、すでにこの頃から上河内村に芽生えてきたものと考えらるべき否かについては後に触れることにする。

(7) 旧 羽 黒 村

次に旧羽黒村を見た場合、次のような表に区別できる。まず、宮山田、高松についてみると、殆どが純粹の姉家督の形をとっている。ところが、中里や今里では、かなり逆のケース、すなわち、弟家督の数が多い。中里は、明治時代には旧羽黒村では、「村の概況」のところでも述べたようにオーバーに言えば、文化の中心地のようなものであった。B型の7ケースのうち、姉が死亡した3ケースを除くと、 $\frac{4}{7}$ は姉が婚出している。ただ、その婚出時をみると、明治15、18、20年とかなり遅く、逆のケースの8件中、6件が明治10年以後である。

ただ逆の弟家督をとった件数の多かった旧絹島村の芦沼や、旧羽黒村の中里の場合、婿養子を離縁したあとに、新たな婿を迎えずに嫁に行った姉の件数は、嫁に行かずに「イカズ後家」として生家にとどまった件数と比較すると、芦沼では80%、中里では75%とかなり多い。このことは、逆のケースの多い村では、たとえ最初に姉が婿養子をもらっても、婿を追い出したら「やはり長男である弟にあとを継がせたい」という傾向が強く見られたとみるべきなのであろうか。

この論文を書いているうちに、私に新たな疑問が生じてきた。というのは、7年前に私が書

		旧 羽 黒 村									
相統 型態	自然村	宮 山 田	高 松	中 里	今 里	冬 室	上 田	関 白	金 田	免 ノ 内	松 田 新 田
	A	23(85.1)	11(73.3)	12(38.7)	5(62.5)	12(60.0)	6(42.8)	6(85.7)	0	3(50.0)	(100.0)
B	0	1(6.6)	7(22.5)	0	2(10.0)	5(35.7)	0	1(100.0)	1(16.6)	0	
C	0	1(6.6)	4(12.9)	0	3(15.0)	2(14.2)	0	0	0	0	
逆	4(14.9)	2(13.3)	8(25.8)	3(37.5)	3(15.0)	1(7.1)	1(14.3)	0	2(33.4)	0	
計	27(100%)	15	31	8	20	14	7	1	6	2	

いた論文では、旧羽黒村の上田・冬室・関白と、更に茨城県の西成井の姉家督崩壊の対象を次のように考えた。すなわち、姉家督が崩壊し始めたのは、明治21年から明治40年頃との考えのもとに詳細な調査を行なったからである。

たとえば、茨城県の西成井では、姉家督の形態が明治35年まで続き、それと並行して弟家督の数も同じような割合で見られたからである。すなわち、明治21～35年の間に姉家督が8ケース、弟家督が7ケースであった。そして私は、これらの年代に姉家督をとった家と、弟家督をとった家族について、多数の学生諸君の協力を得て、耕地面積の多少や、姉弟の年齢差、その際の家族関係などについて綿密な聞き込み調査を行なった。

その際、栃木県の冬室・関白や上田が、明治24年に姉家督が終わっていた（ただし、上田では、明治39年という飛びはなれたケースが1件あった）。今にして思えば、茨城県と栃木県の姉家督の崩壊の時期がかなり違っていたことに、さして注意を払わなかったことを反省している。

各県の姉家督の崩壊の時差については後に触れるとしても、未だ解明できぬ問題がある。それは同じ地方の、しかも同じ行政村の中で、どうして姉家督の崩壊の時期が違っていったのかということである。それどころではない。山村においては、農村以上に一つの行政村の中でも、各自然村によって、姉家督の割合が非常に異なっている。例えば、われわれの調査した福島県南会津郡館岩村でもそうであったが、現在の雫石町（岩手県岩手郡）においても、明治時代の御所村と西山村、更には御神明村と比較してみると、その差異のあまりにも大きいのは驚いている。それが何に起因しているのかは、われわれが今後明らかにせねばならぬ課題であると考えている。もし、それが解明されると、私の最も関心の深い姉家督の発生原因や、更にまた姉家督が分布している地域（関東地方や東北地方など）と、末子相続が分布している地域（九州を中心に中国、四国、近畿、中部）のちがいについても、解きほぐせる時が、やがてやって来るかも知れないことをひそかに願っている。

(8) 姉家督型にみられる夫婦の年齢差

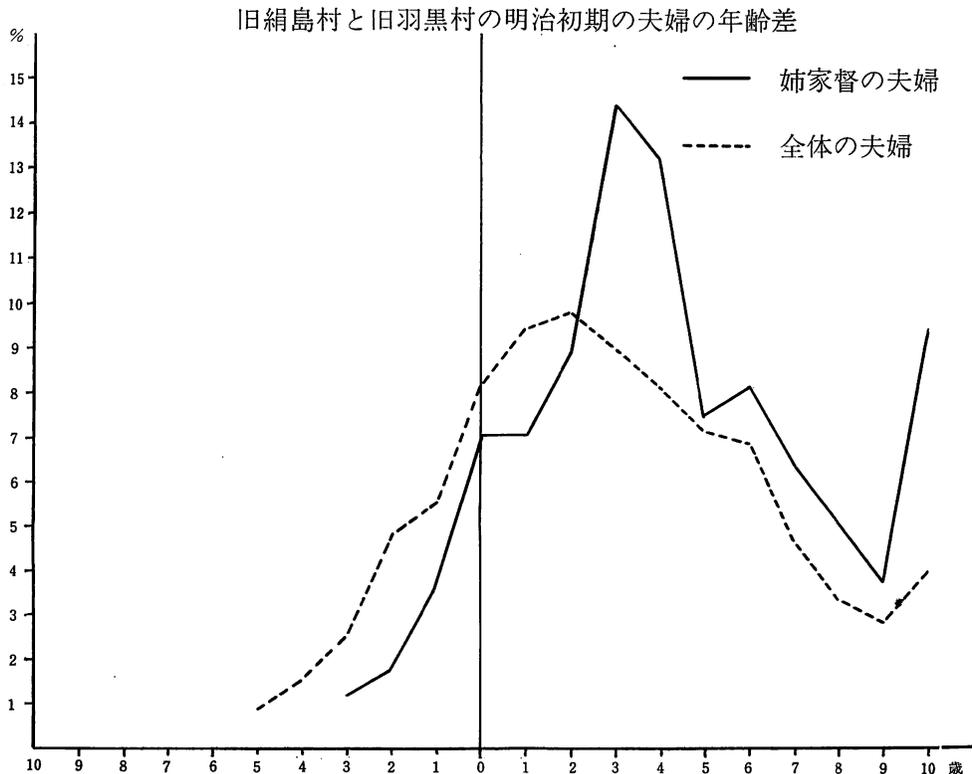
姉家督の発生原因として、現在までいろいろの説がある。まず、明治10年と13年に出版された

明治初期の姉家督慣行の諸形態（前田）

「全国民事慣例類集」によると、すなわち、当時、大木司法卿が民法典編纂の資料を得るために、委員を各地に派遣し、それらの人びとの報告によると、「力役ノ勞ヲ分カツ為ナリ」（羽前国田川郡）とか、「力役ノ便利ニ従ツナリ」（陸中国胆沢郡）とある。また、中川善之助⁴⁾は「家内労働力の補充という点から見ても、甚だ合目的な方法」であるともいう。

村の古老たちに、「何故、姉家督をとったのか」と聞くと、「子供が一日も早く成長して、親の仕事を手伝ってほしい」との願いから、男手となる長男の成長を待つよりも、姉に婿をとらせた方が、より早く労働力を充実することが出来るからという。たしかに上河内村の姉家督の形をとった夫婦の年齢差、言いかえれば、初生子の女子の配偶者になる婿は、娘よりもできるだけ年上の方が、より早い労働力の補充になるという考え方があったことが、次のグラフの『明治初期の夫婦の年齢差』でも明らかになった。

すなわち、姉家督をとったケースだけをとりあげて、その夫婦の年齢差を見てみると、一般の夫婦の年齢差よりも、夫の年齢が高いところが多い。言いかえれば、姉家督をとった家では、娘よりも出来るだけ年上の婿が望まれたことがわかる。それは前述したように幼少の弟にかわる男手の労働力の補充を願ったからにはほかならない。



4) 中川善之助・塩田定一「姉家督相続」(家族制度全集史論集) 第5巻 p. 177

(9) 姉弟の年齢差と姉家督

話は全く変わるが、明治20年以降の姉家督について、私はかつて次のようなことを明らかにしたことがある。すなわち『むらの家族』の中で、姉家督の崩壊の過程について、この上河内村の中の上田・関白・冬室の三つの村落をとりあげて詳細な考察を行なった際に、明治の新民法の施行と徴兵令とを崩壊の原因としてあげてきた。しかし、このような大きな二つのファクターが働いてきているにもかかわらず、村の中では、それでもなおかつ、昔からの姉家督の慣行を、あらゆる手段をとりながら、行なってきた家、言いかえれば、法律のうらをかき、更には、家の財産相続をめぐる姉弟の間で、将来発生するであろうと思われるトラブルをも顧みず、あえて戸籍上戸主権をもっていた弟を追い出し、姉に婿をとったような家と、反対に弟に家督を譲り、姉がサッサと嫁に行った家、すなわち、男子本位、嫡出本位、長男子本位の家督相続を示した明治の民法に従った家との間のちがいについて二つのファクターをあげてきた。第1はその家の土地所有の大小と、第2は姉と弟との間の年齢差の大小であった。その際、上田、冬室・関白においては、姉家督を行なった家では、姉と弟との年齢差が10歳という結果が得られ、弟が家督をとった家の姉弟の年齢の差は、僅か4.5歳（上田）4.5歳（冬室・関白）であることが明らかになった。（明治21年～明治41年の間）

ところで、今回は明治初期から明治20年までの上河内村の総件数246ケースについて同様な方法で計算を行ってみた。その結果、姉家督の形をとった姉弟の年齢差が8.8歳そして逆に、姉を嫁に出し、弟が家督をとった家の姉妹の年齢差が5.4歳であった。

ところで、明治20年以降になっても、姉家督に踏み切った大きなファクターの一つである姉弟の年齢の差が10.0歳であったことは、確かに大きな数字であった。しかし、明治初年から明治20年の間の姉家督における姉弟の年齢の差も8.8歳ということは、明治20年以降の10歳より少しは年齢の差が縮まっており、また、弟である長男が家を継いだ弟家督の場合でも、明治20年以降は4.5歳であったのが、明治20年以前は5.5歳と、ほぼ1歳程の違いはある。しかし、明治20年以前と、明治20年以降との姉弟の年齢差のちがいが、私が最初に想像していたほど大きくなかったことが、新たに発見された。そこで、私は再び、明治の前期に出された太政官布告や布達について、年代をもう少しこきざみにして考察せねばならないのではないかと思うようになってきた。

(10) 明治前期家族法の姉家督への影響

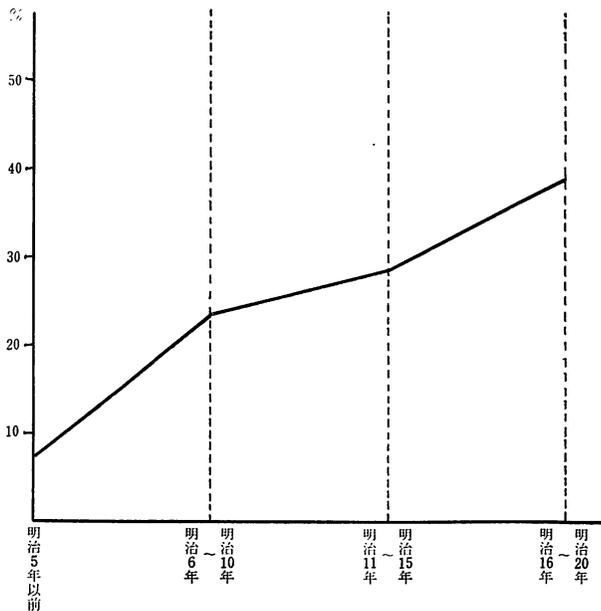
たとえば、明治6年7月22日の太政官布告第263号の「家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ…」は華士族についての長男子相続を規定したものであるが、明治7年11月28日の太政官指令は「未タ平民家督相続法ノ儀、布告ハ無之候へ共……」とあり、この指令は、明らかに華士族ばかりでなく、平民にも準用すべきことを示したものである⁵⁾。ところが翌年の明治8年5月4日と、8

5) 青山道夫「家族」p. 250～253

月10日の太政官指令では平民には華士族のような厳格な長男子相続を強制しないと言っているにもかかわらず、同じ明治8年10月24日の司法省指令では、「明治6年公布ハ兼テ正院御指令ノ通華士族ニ限り平民ノ事ニハ及ハスト雖モ、自ラ立嫡違法ノ律存スルアレハ平民ト雖モ其違法ノコトアルヘカラサル知ルヘシ……」と述べているところをみると、やはりその頃から少しずつ長男子相続へ移行させようとしたような考えが、政府の一部のものに出て来たような気がしてならない。

明治9年3月10日に筑摩県権参事の布達に「士族平民共家督相続ノ儀ハ長男ニ限り候儀ニテ漫リニ廃嫡等不相成儀ハ…」とある。この布達は言うまでもなく、諏訪地方にあった末子相続をとり止めさせようとしたものである⁶⁾。また、明治8年6月13日の高知県への布達に「平民タリトモ、長男ハ必其家継襲ノ者ニ付…」とか、小田県へのそれは「華士族・平民ノ別ナリ、総領ノ男子ハ祖先ノ系統ヲ襲ヒ…」などである⁷⁾。このような布達が栃木県の上河内村にも、何んらかの形で、明治の10年頃に出されていたかも知れないということも考えられる。小林三衛が「初生子相続の一考察」⁸⁾という論文の中で、だいたい明治10年以後からは華族だけを例外として、士族と平民は同様の扱いを受けるようになったために、士族は緩和されたが、平民は逆に制限されてきたと見ているのは正論と思うのである。それというのも、このたびの集計から、左の図のよう

弟家督の姉の婚出時



な結果が得られたからでもある。

ただ、このような傾向が一つの村落で見られたからと言って直ちにそれを一般化するつもりは私には毛頭ない。その主な理由は、明治の初期にあっては、交通・通信も未発達であり、マス・メディアの発達した現在のように、全国を画一化するには、相当の時差があったからである。たとえば、戸籍の作製においても、明治4年4月4日の太政官布告第170号により、明治5年2月1日から全国一斉に施行されたと考えられるが、それにもかかわらず2～3年遅れて、作製された地方もあった。また、徴兵令の発布の後に「徴兵免

6) 中川善之助「末子相続」(家族制度全集, 史論集) 第5巻 p. 16

7) 内藤莞爾「末子相続の研究」p. 68-69

8) 小林三衛「初生子相続の一考察」(法社会学) 6. p. 162

役心得」という刊行物が出てきたが、それを巧みに利用して、戸主権の移動や「兵隊養子」などを行ない、戸籍簿を書き換え、徴兵をのがれさせた村落もあれば、そのようなことを全く行なう知識のなかった地方のりびともあった。このような現象は、私が東北地方の各県の姉家督相続の崩壊過程を考察している現段階において知ることが出来たからである。

話がぐどくなつたが、簡単に言うと、姉家督という相続形態が崩壊する時期は、各県や各地方により、何んらかの事情により、可成り異なっていたのではないかということである。このことは青森県と栃木県の資料とを比較している現段階でも明らかになりつつあることだけを記しておこう。

(11) 姉家督の発生と男女の地位差

さて、今までのことをまとめてみよう。北関東や東北地方では「気候の関係もあり、寒さが早く到来するし、単作地方であるから、一時的な労働力が可成り要求されたこと」が姉家督の発生原因の一つとして考えられるのではないかということであった。

しかし、姉家督の発生原因を以上のことのみで説明出来ると考えるのは危険なことである。なんとすれば、労働力の補充という点だけを村びとたちが考えているとするならば、何にも姉家督だけが唯一無二の方法ではないからである。すなわち、ほかの方法をとることも出来た。たとえば、貧農の子沢山の家から、子どもを貰ってきて、労働力の補充をすればよいからである。事実、この上河内村においても、かつては「桂庵子僧」というものが多かった。村びとは、それを訛って「ケイワシコゾウ」と呼んでいる。上河内村の古老の話によると、農業雑役に使われたこの福島県や秋田県などから出てきた桂庵子僧は、自分の子供と同じように扱われたので「生家に帰るよりも、メシをたらふく食べさせてくれるこの家の方がよい」と言い、なかなか実家には帰りたがらなかったそうである。旧上田村にも、かつて初生子の姉夫婦が初めから分家していた例があったので、その理由を古老に尋ねてみた。すると、その娘は明治以前に貰われてきた子供であったので「ほんとうの初生子ではなかった」ということがわかり、この時ほど戸籍に重点を置くことの危険性を感じたことはなかった。

また、労働力の補充には、このほかにも方法があった。たとえば、あまり裕福でない農家が、奉公人を雇い入れることが出来ないために、一人前の労働ができる青年を、将来は娘の婿にするという約束のもとに、農業労働の補充をする慣行がある。また、前述したように「姉分家」という慣行も各地方にある。これは下の長男が^ソいまだ幼い時に「ナカツギ」として姉に婿を貰って、十数年間働かせ、長男が一人前になると、姉夫婦に分家させる形態である。

このように考えてくると、労働の補充とか交替という意味だけでは、姉家督の発生原因を考えることはできない。このことは、私がしばしば、今までの論文で発表してきた。

紙幅も制限されているので、私の説をここで詳細に述べることは控えるが、簡単に言うと、文字通りの「初生の総領」というものを重視したところに、「初生子相続」の特徴、言いかえれば、

明治初期の姉家督慣行の諸形態（前田）

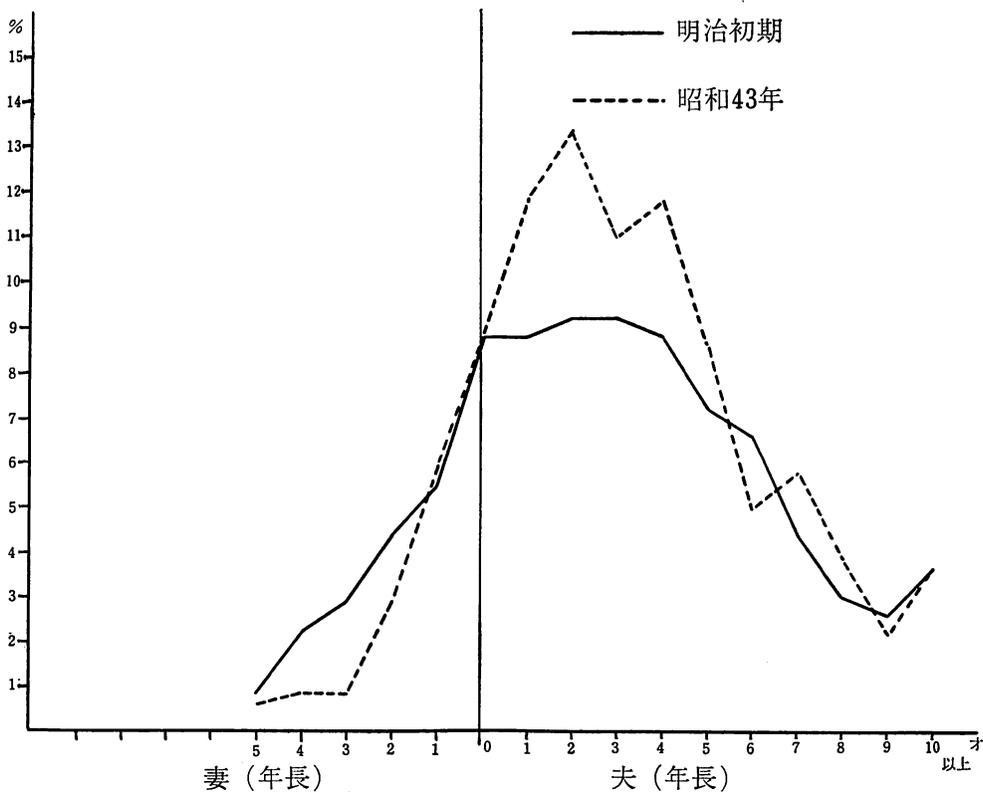
姉家督の特徴があると思う。女であろうと、男であろうとそれは問題ではない。まさに男女間には、権利上の差別はなかったのである。言いかえれば、女にも相続の権利があったというのではない。男女の区別なく初めて生まれた子供に相続の権利があったのである。

宮本常一の言うように妻の地位が夫のそれよりも低く見られるようになった一つの原因は、ヨソの家に嫁に行くからであって、「地ツキの娘」は決してそうではない。姉家督のある地方では、主婦権が強大であり、男性に比して女性の地位が軽んじられておらず、「村づきあいは男がするが、家づきあいは女がする」という諺がある。

男と女の地位があまり変わらなかったという一つの表われになるのではないかと思ひ、上河内村の明治初期の夫と妻との年齢の差と、現在の村びとの夫婦の年齢差を比較してみた。すると下の図のようになった。明治の初期の夫と妻との年齢は、大体において同じ年か或いは2～3年の差であることがわかり、また「姉女房」も現在よりはかなり多かったことがわかったのである。

では明治の初期に姉女房がかなり見られたということは何を意味するのであろうか。たとえば、明治初期に、弟家督の数が比較的多かった芦沼村をみた場合、長男である弟と、その嫁の年齢とを比較した結果、その半数が姉女房であったことがわかった。その一つの理由は、できるだけ

羽黒村における夫婦の年齢差



人前の労働力をもつ女性がほしかったということも考えられる。しかし、更に大切なことは、現在の武士的・儒教的な家族に見られる男性優位の思想が、明治の初期には、この上河内村には未だ定着していなかったと言えるのではないだろうか。勿論、それだからといってただちに、現在叫ばれている男女平等の思想がすでに江戸時代から、この上河内村にあったとは思わないが、少なくとも、出生と同時に初生子である女子は、その家の相続人としての地位が確定してしまうのである。初生子が生まれると「先祖が生れた」とか、初生女子を嫁に出すようなことがあれば「先祖をくれたる」というような表現をする地方があることを、ここに附記しておく⁹⁾。

9) 竹田且『「家」をめぐる民俗研究』p. 33